

基礎知識

在留資格一覧

- 外国人が日本で就労するには、入管法で規定された「就労できる在留資格」が必要である。
- 事業主は、外国人を雇用する場合、その在留資格が「就労できる資格」であることを確認する必要がある（在留カードによる就労可否の確認）。就労できない外国人を雇用すると、「不法就労助長罪」の適用を受ける。

1 就労が認められる在留資格（就労制限あり）		
在留資格	該当例	就労の可否
外交	外国政府の大使、公使等およびその家族	○ 一定の範囲で可能
公用	外国政府等の公務に従事する者およびその家族	
教授	大学教授等	
芸術	作曲家、画家、作家等	
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	
高度専門職	ポイント制による高度人材	
経営・管理	企業等の経営者、管理者	
法律・会計	弁護士、公認会計士等	
医療	医師、歯科医師、看護師	
研究	政府関係機関や企業等の研究者	
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	
介護	介護福祉士	
興業	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等	
特定技能	特定産業分野の各業務従事者	
技能実習	技能実習生	

2 就労できない在留資格		
在留資格	該当例	就労の可否
文化活動	日本文化研究者等	×
短期滞在者	観光客、会議参加者など	×
留学	大学（院）～小学校等の学生・生徒	×
研修	研修生	×
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	×
3 就労の可否が個別に決められる在留資格		
在留資格	該当例	就労の可否
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	△ 個々の内容による
4 身分・地位に基づく在留資格（就労制限なし）		
在留資格	該当例	就労の可否
永住者	永住許可を受けた者	○ 就労制限なし
日本人の配偶者	日本人の配偶者・子・特別養子	
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している子	
定住者	日系3世、中国残留邦人など	